

常務理事会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「本協会」という。）定款第19条に定める役員のうち、会長、副会長及び理事をもって構成する常務理事会に関することを定める。

(任務)

第2条 常務理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ガバナンス等本協会の運営上必要なこと
- (2) 諸事業執行に関すること
- (3) 役員・職員の諸業務執行に関すること
- (4) 理事会その他各種委員会に関すること
- (5) その他必要なこと

(招集及び議長)

第3条 常務理事会は、代表理事が招集し、議長となる。

(決議)

第4条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 代表理事が必要と認めたときは、常務理事会にオブザーバーの出席を求め、その意見を聴取することが出来る。

(その他)

第5条 この規程は、理事会の決議により変更することが出来る。